

春夏秋冬

台湾徒然



第58回

労働三法改正

柳本 通彦

やなぎもと・みちひこ
ノンフィクション作家。著書に『台湾・霧社生
きる』『台湾先住民・山の女たちの聖戦』『タロ
キ峡谷の閃光』（以上現代書館）、『台湾革命』（集
英社新書）、『明治の冒険科学者たち』（新潮新書）
など。元日本軍人軍属の最期の声を綴った『台湾
戦後65年』<http://www.taiwansengo.jp>を更新中。

さる5月1日、メーデーを選んで新しい労働三法が施行された。馬英九總統はその日の集会で、これを台湾労働史上の奇跡と自画自賛した。

台湾では、毎年メーデーの日には、社長推選の模範労働者が表彰されるなど、労働運動といえども行政が音頭を取る国民運動にすぎなかった。しかし今回、1930年代に大陸で制定された集団労働法がようやく全面改訂され、台湾では史上初めて労働三権（団結権・交渉権・争議権）が基本的に保障されることになった。

なかでも、労働組合法の改正によって、労働者に自由裁量で労組を結成できる権限が与えられたうえ、儒教道徳に縛られる学校教師にも初めて団結権が認められた意義は大きい。

従来、労働組合の組織は、各会社・各工場に一組合と制限されていた。県単位や全国規模の連合組織も、一つの組織に限られていた。

統計をみれば、組織労働者は50万人あまり、民間雇用労働者のおよそ7%に過ぎないのに、法律上、労組への加入は、労働者の「義務」とされていた。労働組合というよりは「生徒会」に近い。開発独裁時代の職工管理の仕組みが戒厳令解除後も二十余年、続いていたことになる。

こちらの会社員は不当な扱いを受けると、労組に訴えるというより、自治体や政府の機関に苦情を申し立てる。また対等に話し合う関係がないため、かえって労働基準法が唯一の労使関係の憲法として尊重されてきたという皮肉もあるようだ。

こうした前近代的体制が抜本的に転換されたという意味では、馬英九總統がいうように、ほんとうに「奇跡」なのかもしれない。

しかし公務員を除いて、ほとんど労働運動に参加した経験がなく、また大半が中小零細企業に就労している現状

から、果たしてどの程度成果があるのか、前途は険しいという声もある。さらに外国人労働者をどう扱うかが未解決のまま放置されている。

台北市中山北路の中心部につらなる英語の看板、そして店舗。日ごろは閑散としているが、日曜日になると、この一帯に大勢の「労働者」が集まる。「労働者」は労働者でも、フィリピン、イ



市内に外国人労働者目当ての商店も多い

ンドネシアといった東南アジアの人たちである。

現在、合法的に就労している外国人労働者だけでも、約40万人。人口2300万人の2%近くに達する。彼らが台湾経済を底辺で支えているとも言えよう。決して労働基本権の法外に捨て置いてよい比重ではない。

彼らの就労期間は2年あるいは3年。月給は1万5840元（約4万4000円）と一律に規定されている。しかも、來台後半分の収入は母国での手続費などに消えてしまうという。

職場の劣悪な環境に抗議する事件も少なくないが、彼らには団結権も争議権もない。それらはいくまで「騒乱」として扱われる。今年は、戒厳令解除から二十四年目を迎えたが、経済上の国際競争力と万民に平等な仕組みの両立は、兩岸ともになかなかの難題のようである。